

令和7年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項 目	軽 減 の 対 象	軽減の割合等	申 請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不 要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地（個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	<u>申請が必要です</u> （申請期限：令和7年12月26日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不 要
税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する減額措置	税額が前年度の1.1倍を超える土地	令和7年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額の1.1倍を超える場合に当該超える額に相当する税額を減額 なお、地積・利用状況等に変更があった場合、減額が適用されず、前年度の税額の1.1倍を超えることがあります。	不 要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和8年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	<u>申請が必要です</u> 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和8年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 [※] について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	<u>申請が必要です</u> 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。
	昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分について、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免	<u>申請が必要です</u> 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。